



写真1 救急救命士となり救急業務に専従していた

予防専従経験のない 消防隊員が行う違反処理

奈良市消防局 南消防署 第二消防小隊 大江彩乃

奈良市消防局の紹介

奈良市消防局は奈良県の北部に位置しており、人口約36万人を抱えています。当局は5課（総務課、消防課、指令課、救急課、予防課）、5消防署、6分署で構成され、署の業務としては救急、消防、救助及び予防があり、隔日勤務の体制は3交代制をとっています。予防業務については本部に予防課、各本署に予防係があり、予防課では主に消防同意や消防用設備等の完成検査、危険物の許認可、重大な違反対象物の違反処理等の業務を各署の管轄に関係なく行っています。各署の予防係は主に管轄内の対象物

の査察指導、違反処理等を担っています。救急隊員は査察に行くことはありませんが、消防隊員や救助隊員は業務内容に予防業務が含まれており、署の査察等の業務を一部担っています。以前は査察に行くことはあっても予防係のような専門的な知識が必要な対象物に行くことは少ない状態でしたが、最近は消防隊員や救助隊員が違反処理を行うことが増えてきました。

自己紹介

ここで自己紹介をしたいと思います。
私は専門学校で救急救命士の資格を取得後、

平成26年4月に拝命。同年10月に消防学校を卒業後、本署の予防係に4カ月在籍したのち、令和2年3月末まで救急業務に専従していました(写真1)。

私の所属する南消防署では、令和2年の4月から奈良市消防局初の女性消防隊員を各係に配置することとなり、私を含めた計3名の女性消防隊員が誕生しました。私としては、救急業務しか経験したことがなく、消防隊の業務や予防係の業務は初めてで、必要とされる知識も消防学校で習ったきりのものばかり、慣れないことだらけで、上司や先輩、同期に支えられ、現在やっと消防や予防の業務に慣れてきたところです(写真2)。

私の予防業務に対する本音

約6年間、救急業務のみに就いていた私にとって、予防業務は未知の領域でした。恥ずかしながら、消防基本六法はここ数年開いたことはなかったですし、「火災予防条例?? どこかな??」という状態でした。言い訳になりますが、日々の救急業務が多忙(1当務に平均10件、最高16件)でその他の業務や法令を勉強する時間はなかったのです。

実際に予防業務をすることになって感じたのは「難しそう、自信がない、法律苦手…」という苦手意識でした。これは若手消防職員の多くが感じていることだろうと思います。この苦手意識から予防業務を避けるという負の連鎖が起きているのではと感じました。

違反処理をすることとなったきっかけ

奈良市消防局予防課では、令和2年度に奈良県内の他本部の職員を受け入れ、違反是正の推進に係る実務研修【区分B】を行うことが決定したことから、この研修に合わせて当局の職員にも同じ実務研修を実施することとなり、各署に受講者の募集をしました。私の所属する南消防署からは、私を含めた3名の女性消防隊員が応募し、10月16日に3名全員の受講が決定しました。最終的に実務研修は、当局から8名、他

本部から1名の計9名を対象に実施することとなりました(実務研修は、新型コロナウイルス感染防止のため、1回の受講者が5名までとなり、11月に5名、2月に4名の受講となりました)。

そして今回の奈良市の実務研修では、研修最終日に警告書を講師や他の受講生と一緒に違反対象物の関係者に交付することが実施計画に組み込まれているため、受講者は警告書を発出する必要がある違反対象物の事案を担当する必要がありました。

今回の違反対象物について

今回の研修の課題として私が担当することとなった違反対象物は以下の対象となります。

①違反対象物の概要

設置者	株式会社 a
代表取締役	A
設置許可年月日	昭和55年9月19日
完成検査年月日	昭和55年11月5日
製造所等の別	貯蔵所
貯蔵所の区分	地下タンク貯蔵所
危険物の類	第4類
危険物の品名	第3石油類(A重油)
最大数量	5,000リットル
指定数量の倍数	2.5倍
タンク板厚	6.0ミリメートル
タンク塗覆装種類	アスファルト
主な用途	給湯ボイラー消費用

②指示事項及び根拠法令

令和2年11月5日に完成検査から40年が経過したため、地下貯蔵タンクが腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当し、内面コーティング、電気防食又は高精度液面計設置の措置が必要となった。

措置がされない場合、消防法第10条第4項違反となる。

③違反処理経過

H23.1.24	通知文送付 本部予防課より法改正があった旨、郵送
----------	-----------------------------

H23.10.17	立入検査実施 平成32年に措置が必要となる旨を通知 「業者に相談し検討」と書面にて回答
H31.4.26	立入検査実施 来年措置が必要となる旨を通知 「令和元年8月頃に実施」と書面にて回答
R2.9.18	立入検査実施 措置に対して動く様子がないため警告の前段である指示書交付
R2.11.5	地下貯蔵タンクが腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクとなる



写真2 消防隊員として訓練を行う

署内では、設置者がこの地下タンク貯蔵所に漏洩防止措置を講じておらず、危険性が高い状態であるため、警告書を発出することとなりました。

実務研修で私が担当する事案の決定

その頃私は、前述の実務研修を受けることが決まっていた。実務研修受講者は、各消防署の警告書を発出すべき事案を抽出し実務研修で担当する必要があったため、私はこの地下タンク貯蔵所の事案を担当することとなりました。実務研修は令和3年2月15日から5日間であり、初日までに不慣れな違反処理や危険物施設のことについて調べることになりました。予防課の危険物規制係や本署の予防係と連携しながら、法令の整理、登記の取得、質問調書の作成を進めていきました。質問調書を録取する中で代表取締役のAは「地下タンクの漏洩防止措置については漏洩点検後に実施する予定です」と述べていましたが、今までも措置について業者と契約する素振りもなく、信用できないと思い、このままずらずと措置がされない状態が続くのではと感じました。

実務研修と警告書の発出

実務研修初日に講師と他の受講生で私の事案について話し合い、警告書を出すことについては問題なしとなったため、初日のうちに、この事案の警告書の起案書等をすべて作成することとなりました。警告書を交付するのを、実務研修最終日の2月19日と想定し危険物施設の変更許可申請の期間がおよそ3週間、工事期間に1週間と考え、履行期限は3月19日と設定しました。そして起案書等を作成し、講師に確認してもらった後、所属の南消防署に戻り署長の決裁を取り、警告書を印刷し公印を押し警告書とその他必要な書類を作成しました(写真3)。

研修2日目は、受講生が作成した警告書等の書類を持ち寄り、まず講師に内容の確認をしてもらいました。私の書類も問題なしとなったため、警告書を交付する旨を設置者に電話で連絡

し、日程を調整し、最終日の2月19日に南消防署に来署することが決まりました。

研修3日目、4日目は私の事案が警告書では是正されない場合に備えて、命令書とそれに必要な起案等の書類を講師に教わりながら作成しました。

そして最終日の2月19日は、午前中に他の受講生の担当する違反対象物に向かい、警告書を交付するのを見届けました。午後になり、私が地下タンク貯蔵所の設置者に対して警告書を交付する番になりました。設置者は今回の警告書の交付に納得がいかないようで、前向きに是正に動いているのになんで警告書を出すのかと怒っておられました。しかし平成23年1月24日から書面を6回交付して指導しており、継続的に説明しているにもかかわらず改修されていない状態が続いていること、市内にある他の危険物施設の地下貯蔵タンクは措置を実施し現行法令に対応済みであることを説明し、警告書を交付し受領書にサインをもらうことができました(写真4)。

こうして警告書を交付できたことで、私は実務研修についても無事修了となりました。

違反の是正

3月4日に消防局予防課に設置者と契約した工業者が電気防食をするための相談に訪れました。同時に変更許可申請が提出され3月18日に変更許可が下り、これを担保に命令への移行を留保としました。3月25日に予防課危険物規制係と合同で完成検査を実施し異常はありませんでしたので、これをもって当該危険物施設の違反処理は完結となりました。

今回違反処理やってみて感じたこと

今回は「違反是正の推進に係る実務研修」を受講し、その研修内容として警告書交付が組み込まれており、指示書や警告書の作成方法、法令の見方等を教授していただきました。今回の違反処理の中で私が難しいと感じたことは、
①根拠法令を探すこと



写真3 研修風景

②文書の作成の仕方でした。

①の根拠法令に関しては、何に違反しているか、根拠は何になるのか、をまず特定しなければお話にならないので消防法令を開き必死に調べました。今回の根拠法令を掘り下げていくと以下ようになります。

○消防法第10条第4項

「製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。」

○危険物の規制に関する政令第13条第1項第7号

「地下貯蔵タンクの外面は、総務省令で定めるところにより保護すること。」

○危険物の規制に関する規則第23条の2第1項

「令第13条第1項第7号の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、次の各号に掲げる当該地下貯蔵タンク貯蔵の区分に応じ、当該地下貯蔵タンクの腐食を防止するための当該各号に定める方法により保護しなければならない。ただし、腐食のおそれが著しく少ないと認められる材料で地下貯蔵タンクを造る場合は、この限りではない。」

となり、さらに深く掘り進めると告示を探すこととなり、理解が困難になります。予防業務に慣れてない私からすると、法律の文章が分かりにくく、危険物の規制に関する政令、危険物の規制



写真4 警告書交付

に関する規則への読み進め方も分からないのでここが本当に苦労しました。

また、②の文書の作成の仕方については①の根拠法令を理解ができていないまま作成することとなり、辻褄があわない部分ができて何度も訂正をしました。

幸いなことに私の周りの上司や先輩は決して怒ることなく根気強く教えてくださったので、私も萎縮することなくなんとか警告書を作成することができました。

違反処理を実施して終わってみると、「やってみればできるんだ」という自信ができました。苦手意識があった予防業務に対して少しだけ歩み寄れた気がしています。違反処理を実施したことがないという「0」の状態から実施してみたという「1」にもっていくのは大変でしたが「1」から「2」にもっていくのは容易な気がします。苦手意識をもったままやらなかったら、何事も一生できることはないです。ありきたりの言葉ですがまずはやってみることが、大事なことだと痛感しました。

最後に

今回違反処理に対して「難しそう、自信がない、法律苦手…」という考えから「やってみたらできた。難しいけれどできないことはない！」という考えに変わることができました。私にとっ

て違反処理は予防課や予防に精通した人ができる仕事でどこか他人事でした。ですがこの違反事例では、あのとき警告書を交付していなければ、この先も改修することなく危険な状態が続くことになっていたと思います。そのことで真面目に法律を遵守し生活している市民が損をするというのはおかしいと強く感じ、誰かに違反処理をしてもらおうではなくて、私が違反処理をしなければ変わらないという考えになりました。これからは必要に応じてためらうことなく私は違反処理を実施できると思います。

今、私が強くお伝えしたいことは、経験も知識もない一消防隊員でも違反処理はできるということです。もちろん慣れないことだらけで苦労はします。しかし、できないことをできないままにするのは今後の自分のためにも後輩のためにもよくないと私は思います。この先、違反処理を実施していくことで違反対象物の数は減少しますが、0にすることは難しいかもしれません。将来自分が違反物件を発見したときに、部下に対して自分がやったことないから分からないという理由で違反処理を実施しない上司になりたくないと思います。

以前講義を聴講した際に講師の方がこうおっしゃっていました。「消防業務は人命救助の最後の砦」「予防業務は人命救助の最前線」と。私もそう思います。消防職員として消火すること、要救助者を助けることが花形で憧れる職員が多いと思いますが、その分要救助者にも職員にもリスクが伴います。予防業務をしっかり行うことでそのようなリスクは少なくなり、結果、市民や職員の命を守ることになるのだと思いました。

繰り返しますが、経験も知識もない一消防職員でも違反処理はできます。若手職員でも苦手意識にとらわれずに積極的に取り組んでみてください。

最後になりましたが、私のつたない文章を読んでくださってありがとうございました。少しでもこれが職員の方の励みになれば幸いです。

